

令和4年度 宮特研 発達専 第1回研究協議会 分科会記録

第3分科会	小、中、高の連携の留意点と課題																
<p>研修内容 （参加者の声感想等は質疑応答やグループ討議等を含む）</p>	<p>13:20</p> <p>13:50</p>	<p>【講話】</p> <p>宮城県教育委員会高校教育課 主幹 吉田 成行 先生 宮城県教育委員会特別支援教育課 課長補佐 伊澤 和人 先生</p> <p>1 宮城県の高等学校における通級指導</p> <p>○宮城県公立高等学校の通級指導</p> <table border="1" data-bbox="587 689 1038 958"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施校数</th> <th>生徒数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元</td> <td>4</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>令和2</td> <td>6</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>令和3</td> <td>5</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>令和4</td> <td>5</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和4年度 自校通級3校 （蔵王高、松山高、貞山高） 巡回通級2校 （志津川高、富谷高） 他校通級は実例なし</p> <p>○特別な教育課程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害に応じた特別の指導を、高等学校の教育課程に<u>加え</u>、又は選択教科・科目の一部に<u>替える</u>ことができる。</li> </ul> <p>○通級による指導開始までの流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●入学後、在籍する高校で相談（入学予定者説明会でも可）</li> <li>●中学校からの情報提供が重要（資料の引継ぎ等）             <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの実態、実施形態、指導教諭などについて話し合い、当該生徒に特別の教育課程を編成するか在籍校の校長が判断</li> </ul> </li> </ul> <p>2 高校入試における合理的配慮</p> <p>○どのような配慮を受験生が望んでいるのか、早めに受験校または県教委高校教育課に問い合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースバイケースでの対応</li> </ul> <p>例) 入院、海外帰国者、弱視、難聴、怪我、手の障害、てんかん、喘息、糖尿病、骨折、ヘルニア、インフルエンザなど</p> <p>3 入学後の合理的配慮</p> <p>通級、ユニバーサルデザイン、手すり・スロープの設置等</p>  <p>【質疑応答】</p> <p>○中高の連携の実際について</p>	年度	実施校数	生徒数	令和元	4	12	令和2	6	17	令和3	5	24	令和4	5	22
年度	実施校数	生徒数															
令和元	4	12															
令和2	6	17															
令和3	5	24															
令和4	5	22															

●個別の教育支援計画、個別の指導計画について、小中高と引き継いでいく上で、統一された様式がない。

→現在あるものを引き継いでいただければよい。

→仙台市は「サポートシート」がある。各市町村毎に作り上げていくことができれば。

→現在、高校の先生が中学校を訪問し、生徒の話をする機会がある。県立校のみならず、私立校も。

●小学校から中学校に引き継いだ個別の教育支援計画・個別の指導計画が高校に引き継がれない。

→小学校卒業時に保護者に渡す。

→市が写しを保管している。原本は保護者保管となっているため、高校で出して合理的配慮を受けるように保護者に伝えていく。

→この生徒はこのような実態だから、このような配慮を受けてきたということを高校に伝える。

#### ○入試の合理的配慮について

●読み書き障害があり、読み上げてくれたという話がある。

→どこでどのような配慮がなされたのか確認を。視覚てきな課題であれば、拡大表示やルビという対応ができる。

→怪我などの物理的な問題の場合は、試験時間の延長が可。

→能力的な課題については、中学校、保護者、高校、県教委で話し合い、入試の公平性という視点で協議。

●読みの速度を測り、他の生徒よりも 1.5 倍時間が必要という生徒がおり、中学校での定期考査では時間を 1.5 倍にする配慮をしていた場合、入試での実際の判断はどうなるのか。

→県教委において、入試の公平性を協議。また、高校で求める生徒像に合致するかも検討される。LD だから 1.5 倍というわけではなく、これまでの配慮が検討材料になる。

#### ○保護者の視点から

●保護者は高校の通級について、情報を得ることができるか。

→希望を伝えれば、高校は配慮の検討を行う。予備登校などで伝えていただければよい。

→中学校で座席を配慮してきた場合、客観的資料をもとに、高校でも検討することが可。

#### ○県教委から高校への理解啓発

●合理的配慮や通級指導の浸透、理解度について

→入試については高校と県教委で情報共有

→管理職への指導やユニバーサルデザインなどの研修会を実施

14:15

【グループ討議】

- ①それぞれの地域での課題 ②お聞きしたいこと

〈A グループ〉

①仙台市は通級指導教室のある指導校がある。その学校に通うまたはその学校から巡回するなど、通級の制度が整えられている。しかし、そのような制度のない市町村では、校内の教職員から通級担当を割り当てて指導を行っている。また、通級のための人員を割くことが厳しい現状もある。

②小学校では最初の文字の習得とともに、対人コミュニケーションが課題となることが多い。中学校ではICTの活用などにより自分の学び方を構築している。高校の通級指導教室ではどのようなことを学んでいるか。

→対人コミュニケーションを課題としたソーシャルスキルの習得として、就職をイメージした面接の練習などを行っている。

〈B グループ〉

①思春期に入ると他の児童生徒の視線を気にすることが多く、特別視されない合理的配慮を模索中。障がいのない児童生徒の中にも、ICTの活用により考えがまとまりやすいという場合もあるだろう。通常の学級の中で、障がいのあるなしではなく、児童生徒の学びやすさの視点で、学び方を選べると良いと思われる。

②仙台市では、「デイジー教科書」が市の契約により普及している。他の市町村でも活用したい。県教委からの指導はできないか。

→市町村により考え方の違いがある。今後、文科省によるデジタル教科書が普及する予定。



【まとめ】

全教職員で実践していく特別支援教育。配布資料の御活用を。

- 「就学前からつくる個別の教育支援計画（宮城県教育委員会 令和3年3月）」
- 「就学前からつくる個別の教育支援計画 Q&A（宮城県教育委員会 令和3年3月）」
- 「特別支援教育の充実を目指して（宮城県教育庁特別支援教育課 令和4年3月）」